

八尾市建築基準法施行条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条・第2条 略 (工事監理者の選任の届出等) 第3条 法第6条第1項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき<u>建築主事</u>の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が、法第5条の6第4項に定める工事監理者を選任したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。 2・3 略 第4条～第6条 略	第1条・第2条 略 (工事監理者の選任の届出等) 第3条 法第6条第1項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき<u>建築主事又は建築副主事</u>の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が、法第5条の6第4項に定める工事監理者を選任したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。 2・3 略 第4条～第6条 略